

審議会の会議体名称変更について

1 中央区利用促進審議会の会議体名称の変更について

区では、成年後見制度の利用の促進に関する施策の適切な運用、進捗状況の点検、評価等を行う合議制の機関として、要綱に基づき「中央区成年後見制度利用促進審議会」を設置している。

このたび、当該審議会の設置根拠等について、以下のとおり整理した。

- ・ 「成年後見制度利用促進法」に規定する審議会は、「附属機関」としての役割を担っている合議体である。
- ・ しかし、「中央区成年後見制度利用促進審議会」は、「附属機関」が行うものとされる審査、諮問、調査等の職務は担っておらず、成年後見制度に関する「施策の運用、進捗状況の点検・評価等を行う機関」としての位置づけである。
- ・ よって、「審議会」という名称を使用することによる「成年後見制度利用促進法」に規定する審議会との混同を避けるため、別の会議体名称を設定する。

2 主な変更点

会議体名称を「中央区成年後見制度利用促進委員会」に変更する。

	現行	改正後
会議体名	中央区成年後見制度利用促進 <u>審議会</u>	中央区成年後見制度利用促進 <u>委員会</u>